

第10回京都亀岡ハーフマラソン大会 協賛企業募集要項

京都亀岡ハーフマラソン大会実行委員会(以下「実行委員会」という)は、参加者に亀岡市の魅力を体感していただくとともに、スポーツの推進とにぎわいのあるまちづくりの創出を目指して、第10回京都亀岡ハーフマラソン大会(以下「ハーフマラソン」という)を令和6年12月8日(日)に開催します。

このハーフマラソンに協賛していただける企業・団体を募集します。

1 協賛企業とは

ハーフマラソン実施のために使用することを目的として、協賛(1口10,000円以上)をしていただける企業・団体です。

2 協賛企業が得られる特典

社名・商標又は広告の掲載等については、次の基準に基づき、実行委員会の判断により表示の位置、順序を調整させていただきます。

(1)メインスポンサー 1,000,000円以上

- ①ナンバーカード(ゼッケン)に社名・団体名を掲載します。
- ②特別協賛【(2)の①~③】の特典があります。

(2)特別協賛 100,000円以上

- ①大会プログラム(約4,000部)に広告ページ(A4サイズ1ページ)を掲載します。
- ②大会の公式ホームページに社名または商標を掲載し、企業のホームページにリンクさせていただきます。また、企業のホームページに大会の公式ホームページのリンクを張っていただけます。
- ③スタート・ゴール付近に企業旗、商品PR旗、企業横断幕、看板等を設置できます。(協賛企業で作成してください。)

(3)広告協賛

大会プログラム(約4,000部)に広告ページを掲載します。(墨1色)

A4	50,000円	1ページ	縦26.8cm×横17.6cm
	30,000円	1/2ページ	縦13.5cm×横17.6cm
	20,000円	1/4ページ	縦6.7cm×横17.6cm (縦13.4cm×横8.8cm)
	10,000円	1/8ページ	縦6.7cm×横8.8cm

3 申込方法

「第10回京都亀岡ハーフマラソン大会」協賛申込書を実行委員会へ郵送してください。
FAX電子メール(下記お問合せ先へ)でも可能です。

4 協賛金支払方法

実行委員会口座への振り込みとします。指定の銀行口座に振り込んでください。
(振込手数料は協賛者でご負担願います。)

振込先 京都銀行 亀岡支店 普通口座 3538848

京都亀岡ハーフマラソン大会実行委員会 会計担当 赤穂 美香

5 協賛申込み受付期間

令和6年8月31日(土)までとします。協賛企業が得られる特典の効力は、申込みが受理された日から発生し令和6年12月8日(日)をもって消滅するものとします。

6 その他

- (1) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は実行委員会で判断し、決定します。

【協賛を受理しない場合の例】

- ①公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ②政治性及び宗教性のあるもの
 - ③法令・条例等の規程に違反または違反するおそれのあるもの
 - ④実行委員会がふさわしくないと判断したもの
- * 亀岡市広告掲載規則に準じた取り扱いとします。
- (2) 本大会がやむをえない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできませんので、あらかじめご承知おきください。
 - (3) 掲載する広告、ロゴ等については、協賛者が完全製版のうえ、実行委員会にご提供願います。
 - (4) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決にあたります。

7 お問い合わせ先

京都亀岡ハーフマラソン大会実行委員会事務局
(公益財団法人亀岡市スポーツ協会) 休業日:火曜日、祝休日
TEL 21-1848 fax 25-5254
E-mail:info@kameoka-sports.jp

(亀岡市生涯スポーツ課) 休業日:土・日曜日、祝休日
TEL 25-5055 fax 22-6372
E-mail:sports-suisin@city.kameoka.lg.jp